

## 令和7年度鳥取県教育予算等に関する要望書に係る回答

### 1. 学校教育の充実について

#### (1) 教職員の確保と多忙の解消

要望内容	回答
<p>全国的な教職員不足は鳥取県も例外ではなく教職員確保は喫緊の最重要課題です。</p> <p>県内においても、学校の学級規模に応じた教職員の人数が十分に配置できないまま新学期を迎える状況もあり、児童生徒の学びに大きな影響をもたらします。また、「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき教職員の働き方改革も取り組まれておりますが、ICT教育など学習方法の変化や多様化、複雑化する学級運営などなかなか教職員の負担軽減が図られていないと思います。離職を防ぎ、教職に就く人材の確保と教職員の多忙を解消し、児童生徒の質の高い学びを維持、確保するため、次の6点について要望します。</p> <p><b>【継続】</b></p> <p>①新任・再任用の教職員の給与や労働条件等の処遇改善、教職の魅力アップなど、新任・再任用志願者が増加するための継続的な施策の実施及び保護者との連携による課題解決</p>	<p>再任用職員については、固定額で低く抑えられていましたが、令和5年度から定年引上げ者と同様に退職時の7割支給措置を適用するとともに、期末勤勉手当の支給率を一般職員と同率に見直したことにより、給与水準を大幅に引き上げたところです。併せて60歳超の常勤講師の給料月額も大幅に改善させたところです。また、令和6年の県人事委員会勧告により、本県教諭の大卒初任給は、大幅に改善しています(+26,300円)。</p> <p>他の労働条件の改善や教職の魅力アップについて、「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づく働き方改革の推進による環境整備、教員が本来業務に集中できる環境づくりにも取り組んでいきます。</p> <p>なお、教職の魅力アップに関連して、教員の業務がブラックと表現される理由には、長時間勤務とともに、一部の保護者の過度な要望への対応の大変さ等も頻繁に挙げられます。過度な要望への対応による教員の疲弊は学校の教育力を低下させ、子どもが得るべき利益を損ねてしまいます。教職の魅力アップ、働き方改革には保護者の方々の御理解・御協力が不可欠ですので、鳥取県PTA協議会におかれましても、周知等、引き続きご協力いただくようお願いします。</p>
<p><b>【継続】</b></p> <p>②公立鳥取環境大学への小学校教員養成課程創設と国立鳥取大学への教育学部再設置の働きかけ</p>	<p>公立鳥取環境大学においては、現在環境学部に教職課程が開設されており、教職専任教員の配置による相談体制の充実等、丁寧な指導に取り組んでおられます。鳥取大学においては、教員養成課程廃止後も、教員免許取得に必要な科目を各学部で履修できる機能を維持し、教員養成センターを設置するなどされています。加えて両大学とは様々な機会を通じて意見交換等を行い、教員の魅力発信等を行っています。</p> <p>また、鳥取大学とは5月1日の学長、私学協会代表、知事、教員委員会の協議を皮切りに、教員養成機能の強化に向けた協議を行っているところであり、地元の教員希望の高校生が、地元大学で学び教員になるサイクルを構築すべく協議を行っているところです。</p>

要望内容	回答									
<p>【継続】 ③奨学金返還助成制度（鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金）の対象職種に教職員を追加できるよう知事部局へのはたらきかけ</p>	<p>令和8年度に本県公立学校教員として採用された者の奨学金返還額の一部を8年間にわたり助成するため、「鳥取県公立学校教員奨学金返済支援事業」を創設しました。          &lt;対象者&gt;令和8年度鳥取県公立学校教員採用者 10名          &lt;助成内容&gt;</p> <table border="1" data-bbox="882 333 1751 596"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成金額</th> <th>助成金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無利子奨学金</td> <td>貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2</td> <td>当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 &lt;上限&gt;144万円</td> </tr> <tr> <td>有利子奨学金</td> <td>貸与を受けている奨学金の返還総額の1/4</td> <td>当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 &lt;上限&gt;72万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援対象者には、原則、8年間の就業義務を課します。</p>	区分	助成金額	助成金額の上限	無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <上限>144万円	有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <上限>72万円
区分	助成金額	助成金額の上限								
無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <上限>144万円								
有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <上限>72万円								
<p>【継続】 ④各校への教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の継続的な配置及び拡充</p>	<p>平成30年度から国の補助事業を活用して配置を始めて以降、徐々に配置人数を増やしており、令和7年度は、市町村に対し、105名分の予算措置を行っています。</p>									
<p>【継続】 ⑤各校へのICT支援員の配置と部活動指導員等の民間、地域の人材活用</p>	<p>ICT支援員については、地方交付税措置が講じられていることから、各市町村で配置いただきたいと考えています。          県教育委員会では、令和4年度より鳥取県教育委員会GIGAスクール運営支援センター（ヘルプデスク）を設置し、市町村教育委員会を通じて各学校からの問い合わせの対応を行っています。          また、県の教育DX推進員等が、県内全小・中・義務教育学校の巡回相談等を行い、各校のニーズに合わせた教育DXの推進を支援するとともに、市町村のICT支援員に対しても、適宜指導・助言を行っているところです。          県教育委員会としては、引き続き、県の教育DX推進員等の巡回訪問や鳥取県教育委員会GIGAスクール運営支援センターによる支援等を通じて、一人一台端末やクラウド環境の効果的な利活用や教員の校務負担軽減など県全体で教育DXの推進を図っていきます。          特別支援学校における教育においては、タブレット端末等のICT機器の活用により、幼児児童生徒の一人一人の障がいの状態に応じた個別最適化した学びや、学びに対する意欲を引き出すための支援体制の充実を図ることを目的に、各学校にICT支援員を配置しています。          引き続きICT支援員と教員との連携を図り、各特別支援学校の実態に合わせたICT機器を活用した指導の充実や教職員の負担軽減に努めていきたいと思っております。          教員の部活動指導に係る負担軽減のため学校に部活動指導員を配置しており、配置に当たっては、元教員や地元企業、自営業などの人材を活用しています。教員は部活動指導員の指導時間は原則として部活動指導に関わらないことや、管理職との意見交換により適正な活動の点検等を行っています。          引き続き部活動のガイドラインの徹底と資質向上を目的とした研修に取り組んでいくとともに、教職員の</p>									

要望内容	回答
	働き方改革や部活動の地域移行の推進等を目的として、毎年学校から部活動指導員の配置希望数は増加していることから、希望通り適切に配置できるよう予算要求していきます。
<p><b>【新規】</b> ⑥教職員の休職・離職を予防するためのメンタルサポート等の体制強化と支援策の更なる充実</p>	<p>休職・離職の予防（メンタル不調への早期対応）について、主に以下のような対策（体制整備）を実施しているところです。</p> <p><b>【一次予防】（セルフケアの促進）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストレスチェック</li> <li>○メンタルヘルスに関する研修会</li> </ul> <p><b>【二次予防】（相談体制の整備）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員相談窓口の設置</li> <li>○心の健康相談の各地区開催</li> <li>○学校訪問による面談（個人・管理職）</li> </ul> <p>&lt;若年層（1・2・3年目）重点対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修アンケート（健康に関する質問項目）の回答内容から心身の状態が心配な教職員に対し、健康相談（面談）の勧奨を実施</li> <li>○県立学校新規採用職員に対する全員面談</li> </ul> <p><b>【三次予防】（療養・復職支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復職前後での面談</li> <li>○職場復帰訓練の実施</li> <li>○健康管理区分による勤務軽減</li> <li>○健康管理審査会による経過観察</li> <li>○県立学校新規採用職員に対する全員面談</li> </ul> <p><b>【三次予防】（療養・復職支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○復職前後での面談</li> <li>○職場復帰訓練の実施</li> <li>○健康管理区分による勤務軽減</li> <li>○健康管理審査会による経過観察</li> </ul> <p>引き続き、各学校管理職・市町村教育委員会等とも密に連携しながら、相談窓口を拡充するなど、メンタル不調者への支援体制の強化を図っていきます。</p>

## (2) 確かな学力の育成と自らの人生を切り拓く力の育成

要望内容	回答
<p>デジタル化、グローバル化の進む社会情勢の中でこれからの社会を生き抜き、自己実現に向けて児童生徒一人ひとりの学力を確実に身につけるため、次の4点について要望します。</p> <p>【継続】 ①きめ細かな指導のための加配教職員の配置</p>	<p>市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から令和7年度にかけて年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、1学級の少人数化により教師一人当たりの担当児童数を減らし、よりきめ細かな指導が可能となりつつあります。また、指導方法工夫改善加配の活用により、少人数指導やチーム・ティーチングでの指導を行っているところです。</p> <p>学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、本年度も7月に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>
<p>【継続】 ②文部科学省主導のリーディングDXスクール協力校を鳥取市だけではなく、県内へ幹旋かつ、取組を有効活用する等積極的なデジタル教育と、多種多様な価値観に触れる中での対話力向上のための教育のハイブリッドによる魅力ある授業の推進</p>	<p>文部科学省のリーディングDXスクール事業については、令和5年度は米子市立東山中学校区、令和6年度は鳥取市立桜ヶ丘中学校区の学校を指定校としています。指定校において、複数回の授業研究会の開催やリーディングDXスクール事業ポータルサイトへの実践の掲載等を通じて、授業での一人一台端末の有効な活用について発信しています。</p> <p>引き続き、事業等を活用しながら、一人一台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善への支援や、モデルとなる取組を発信することを通じて、全县への展開を図ります。</p> <p>また、令和6年3月に教育に関する情報の入り口となる「とっとり教育ポータルサイト」を開設するとともに、教職員の授業づくりに使える「授業支援サイト」、児童生徒が自ら学べる「とっとり学びサイト」も同時に開設し、情報発信しています。教職員、児童生徒が学びに関する様々な情報を得て、整理・分析、まとめて発表する課程で、対話を通して学びを深められるようなコンテンツを掲載しています。</p> <p>授業づくりにおいては、引き続き教育センターにおける研修、教育DX推進員等による巡回相談、学校訪問型研修等で効果的な利活用を推進しています。</p>
<p>【継続】 ③外国語指導助手（ALT）の全校配置による英語教育の強化</p>	<p>県内の小・中・義務教育学校では、学校を所管する各自治体が、外国語青年招致事業や民間雇用によるALTをそれぞれ配置しています。全ての学校に1名のALTが配置されているわけではなく、複数校で勤務するALTもいます。</p> <p>各学校での英語教育推進において、ALTの参画充実は非常に重要ですが、県単独でのALTの全校配置は難しいと考えており、授業内外でALTと児童生徒が英語を使ってコミュニケーションを図る場を効果的に創出している県内小・中学校の好事例動画を作成・周知したり、ALT及び担当日本人教師を対象とした「外国語指導助手の指導力等向上研修」を開催したりすることにより、県内全域で、効果的なチーム・ティーチングの実施等による授業改善を図るとともに、児童生徒がネイティブスピーカー等とふれあう場を充実させ、児童生徒の英語力や英語学習への意欲の向上を図ります。</p>
<p>【継続】 ④「コミュニケーション能力」、「課題解決能力」、「幸せに生きる力」を育成するための授業改善のための研究や教職員の</p>	<p>平成29年告示の現行学習指導要領に示される、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、県教育委員会では、各教科等及びICTを活用した探究的な学び等の授業改善や、「課題解決能力」「コミュニケーション能力」「生きる力」を育む授業実践につながるよう、研修を実施しています。また、「鳥取県公立学校の教</p>

要望内容	回答
スキルアップの研修等の推進	<p>員としての資質の向上に関する指標」を踏まえ、教職員の資質・能力の向上に向け、各教員のキャリアステージやニーズに合わせて、毎年度見直し、改善を図りながら研修を計画・実施しています。</p> <p>「今、求められる資質・能力」を育成するための授業改善を図るため、引き続き教職員研修を見直し、改善を図りながら実施していくとともに、教員も児童生徒のロールモデルとなるべく、主体的・対話的で深い学びとなるよう、研修の工夫・改善を図っていきます。</p> <p>また、子どもたちが主体的に学ぶ学校づくりや、とっとり学力・学習状況調査を活用し、一人一人の伸びに着目した教育施策を推進していきます。</p>

### (3) 中学校の部活動の円滑な地域移行

要望内容	回答
<p>少子化に伴い部活動が成り立たないことに対する対策や、より児童生徒が主体的に部活動に取り組むことができ、教育的観点を重視した部活動が行われるよう要望します。また、令和5年度より始まった「休日の部活動地域移行」に関し、市町村とPTAを含む関係諸団体に早期に状況、方向性の説明がなされ、地域移行に向けての課題を整理し、準備がなされていくよう、次の6点について要望します。</p> <p>【継続】 ①地域移行について鳥取県の取組みの状況など関係各所への積極的な情報共有</p>	<p>令和5年8月に県の推進計画を策定し、各市町教育委員会において協議会等が設置され方針を検討しているところであり、県では市町の協議会に参加したり、県中学校長会へ説明を実施したりしています。また、市町村との更なる連携のため、令和5年度以降、県にコーディネーターを配置しています。</p> <p>令和6年6月には各圏域の情報交換会を開催し、9～10月に各市町を訪問し課題の共有や予算に関わる要望等を聞き取り、令和7年1月にスポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザーを招聘し、講演後各市町と意見交換をしたところです。</p> <p>なお、情報発信としては、県教育委員会の広報誌「教育だより『とっとり夢ひろば』」での広報や体育保健課のホームページに情報を掲載しています。</p> <p>本県の部活動の地域移行については、将来的に地域移行型を推進していくところですが、直ちに地域移行が困難な場合、拠点校（合同部活動）型や地域連携型といった従来の部活動として活動機会も確保しつつ、地域移行が可能な学校や部活動から推進していくよう、引き続き各市町と情報共有する場を設け市町によって取組に差が生じないよう取り組んでいます。</p>
<p>【継続】 ②部活動指導員の充実と資質向上に向けた適正な予算の確保</p>	<p>部活動指導員が各市町からの希望どおり配置できるよう予算確保に努めています。</p> <p>指導員の資質向上については、各市町が企画・実施される場所ですが、県が開催する研修会を受講されている市町もあります。</p>
<p>【継続】 ③民間の受け入れ団体の集約及びコーディネーターの設置</p>	<p>市町がコーディネーターの配置や協議会を設置する場合、経費の一部を補助しています。</p>
<p>【継続】 ④部活動の優先的な施設利用と利用料減免や移動手段など経済的負担への補助</p>	<p>地域での活動に係る経費の負担については、原則受益者負担と考えていますが、経済的に困窮する家庭への支援については国の動向を注視するとともに市町と一緒に考えていきます。</p> <p>なお、地域クラブ活動に係る経費を補助する市町村に対して経費の一部を補助しており、家庭の負担軽減の一助になればと考えます。</p>
<p>【継続】 ⑤経済的な理由により部活動やスポーツ、文化活動に関わる事ができない児童生徒が発生しないための対策</p>	

要望内容	回答
<p>【継続】</p> <p>⑥県立高校等の部活動へ土日等に希望すれば中学生が参加できる等連携をはかる</p>	<p>高校の部活動への中学生の参加については、活動機会の確保としては有効ですが、高校での活動は部活動ではないため、参加において責任の所在の明確化など実施に当たっては課題が多いと考えます。</p>

#### (4) 施設、設備等の充実と改修と危機管理

要望内容	回答
<p>県内の学校においては普通教室のエアコン設置や耐震対策も進んできていますが、施設の老朽化はもとより急速に進歩するデジタル社会への対応や異常な猛暑等の自然環境の変化に対応するため、次の4点について要望します。</p> <p>【継続】</p> <p>①各市町村の教育委員会に対し、学校の家庭科室、理科室など特別教室への空調設備の整備を急がせるとともに、体育館等も含め学校施設への空調設備の整備に対する補助の実施</p>	<p>公立の小中学校の教室等（児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋）に空調設備を整備する場合、文部科学省の交付金を活用することができます。さらに、交付金と併せて活用できる地方債と併用することで市町村の負担軽減が図られています。これらの制度を活用して、各市町村とも積極的に整備を進めており、全国平均に比べて高い設置率となっています。</p> <p>避難所指定の小中学校の体育館については、令和6年度国補正予算において空調設備の整備に対する新しい臨時特例交付金が設けられ、市町村にこの交付金の活用を働きかけているところです。</p> <p>さらに、避難所となる公立小中学校の体育館に地方債を活用して空調を整備する際に、市町村の負担軽減となるよう、市町村が負担する費用の一部を県が補助する制度を実施しています。</p> <p>児童生徒の学習・生活の場である学校の環境整備を行うことは重要であると考えており、引き続き、文部科学省の交付金や本県の補助金について、積極的な活用につながるよう市町村への情報提供に努めます。</p>
<p>【継続】</p> <p>②児童生徒及び教職員が利用するパソコン等ICT機器の整備及び更新及び校内のネット環境などインフラ整備への補助</p>	<p>児童生徒が利用するパソコン等については、国の補助金を活用し、児童生徒1人1台端末を実現するとともに、教職員が利用するパソコンについては、国による地方財政措置により各市町村が整備しています。小中学校内及び情報ハイウェイまでの回線は各市町村が整備、情報ハイウェイからインターネットに接続するまでの回線は県が整備しています。</p> <p>児童生徒の1人1台端末は令和7年度より端末更新時期を迎えるため、国の補助金を活用しながら県と市町村が連携し、共同調達により端末の更新を進めるとともに、教職員が利用するパソコンについては、国の地方財政措置により各市町村が整備する予定です。</p> <p>校内のネット環境などのインフラ整備については、ネット通信量等に応じて、インターネットに接続する回線速度の増強等、必要に応じて国の補助金等を活用し、市町村と県が役割分担しながら支障なく利用できるよう対策を検討します。</p>
<p>【継続】</p> <p>③県・市町村等の危機管理関係機関と連携した防災機能の強化</p>	<p>県内の市町村による避難所公立学校体育館の避難者のためのトイレの洋式化または多目的化整備、Wi-Fi環境の整備、非常用電源の整備等を促進することにより、避難所施設の環境改善を図ることを目的とした補助制度について運用を行っているところです。</p> <p>加えて、避難所指定の小中学校の体育館については、令和6年度国補正予算において空調設備の整備に対する新しい臨時特例交付金が設けられ、市町村にこの交付金の活用を働きかけているところです。</p> <p>引き続き市町村と協力して防災機能強化の推進に努めます。</p>
<p>【新規】</p> <p>④児童生徒が持参する水筒の中身がなくなったときに各校が</p>	<p>水筒の中身がなくなった際の各校の対応状況は把握しておりませんが、熱中症等を防止するため、児童生徒が自ら水分補給を含めた体調管理を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら指導を行っている</p>

要望内容	回答
<p>どうしているかの把握及び多くの児童生徒が実施している水道水を水筒へ補充する際に使用できる冷水器または製氷機の設置</p>	<p>ところです。</p> <p>学校の環境整備を行うことは重要であると考えており、冷水器または製氷機の設置については市町村に要望いただくようお願いします。県教育委員会としては、熱中症予防や環境整備について、引き続き情報提供してまいります。</p>

## 2. 児童生徒一人ひとりを大切にす教育について

### (1) いじめ不登校対策

要望内容	回答
<p>いじめの深刻化を防ぐためには、いじめを早期発見し認知して、早期対応することが重要で、認知件数の増加は、いじめに対する感覚が向上していると評価できる一方、重大事態の発生件数は増加しており、いじめを原因とする痛ましい事態も依然として生じています。県内においてもいじめの認知件数や不登校の状況は増加傾向です。いじめや暴力行為、体罰等を許さず、個々の状況に応じた適切な支援を行うことにより、学習環境を確保し、学校が児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となるために、次の4点について要望します。</p> <p>【継続】</p> <p>①いじめ、人間関係のトラブル等の早期発見、早期対応と学校以外の専門的機関との組織的な対応の推進</p>	<p>「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における本県のいじめの認知件数、暴力行為の発生件数は前年度に比べ増加傾向でした。教職員が児童生徒の変化を敏感に感じられるように、市町村教育委員会と県教育委員会が連携しながら教職員の対応力を高める取組を行っています。また、鳥取県いじめ対応マニュアルを令和6年4月に改訂し、更なる周知に努めているところです。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や大学教授など専門家のコンサルテーションを受けるなどして、児童生徒の心に寄り添った教育相談体制の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、全ての学校を対象にした行政説明会で、いじめ防止対策推進法に基づく組織体制づくりについて確認したり、県指導主事による学校訪問型研修によって教職員の対応力を高めたりする取組を推進します。また、各種の教員対象研修でいじめ問題における適切な対応等について周知します。</p> <p>いじめの未然防止に向けては、児童生徒との面談を積極的に実施したり、学校生活に関するアンケートの実施を推進したりします。いじめ事案には各学校が迅速かつ適切に対応できるよう市町村教育委員会とのさらなる連携に努めるとともに、児童生徒の様々な状況に応じ、警察や医療などとの連携を想定し、関係機関と密な連携を図ります。</p>
<p>【継続】</p> <p>②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実と学校全体での相談・指導体制の整備</p>	<p>不登校や問題行動等の要因、背景は、児童生徒の心理的課題や児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っているケースが少なくありません。すべての公立学校でスクールカウンセラーの相談が受けられる体制を整え、市町村にスクールソーシャルワーカーの人件費等の補助を行うとともに、県立学校8校にスクールソーシャルワーカーを配置し、校内ケース会議や福祉部局への連絡・調整の役割を果たしています。</p> <p>今後もスクールカウンセラーによる個別相談をはじめ、全児童生徒を対象にした心理教育（ストレスマネジメント、SOSの出し方など）の実施、教職員向けの研修を推進します。さらに、スクールカウンセラーの小学校への配置時間数を拡充します。また、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村に補助を行うとともに県立学校にも状況に応じてスクールソーシャルワーカーを適切に配置していきます。加えて、専門職としての資質向上を図るための研修機会の充実を図ります。</p>
<p>【継続】</p> <p>③不登校児童生徒の自宅等でのICTの活用等による様々な教育機会の確保</p>	<p>不登校児童生徒数の増加に伴い、学びへのアクセスができなかったり、学校内外の専門機関での相談・指導等を受けられてなかったりする小・中学生への支援の充実が喫緊の課題となっています。令和元年度からICT等を活用した自宅学習支援を開始し、令和2年度からは校内サポート教室を開設し、学びの機会を広</p>

要望内容	回答
	<p>く提供できるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き県内3箇所でICT等を活用した自宅学習支援を行い、利用枠も拡充します。</p> <p>また、公立中学校15校に設置している校内サポート教室を小学校にも拡充し、支援員との人間関係づくり、学びにアクセスしやすい環境設定に取り組みます。さらに、教育相談担当指導主事が学びの困難さに応じながら個別学習支援を行います。</p>
<p><b>【新規】</b> ④校内サポート教室の全校配置</p>	<p>令和2年度から校内サポート教室を設置しており、令和6年度は公立中学校15校に設置しています。校内サポート教室支援員とのかかわりを通して、学校に行きづらい生徒の安心できる居場所として機能しており、登校に前向きになったり、学級復帰をしたりするなど効果が表れています。</p> <p>今後も、既存の公立中学校15校の校内サポート教室に加え、小学校3校に校内サポート教室を新設し、児童生徒の安心できる居場所づくりに努めます。</p> <p>全校配置については、単独で校内サポート教室を設置している自治体があるため、各自治体と情報交換をしながら検討していきます。</p>

## (2) 通級による指導の充実

要望内容	回答
<p>インクルーシブ教育が推進される中、通級指導教室のニーズは高まっていますが、適正な人員配置がなされておらず、入級が望ましいと判断される児童生徒の入級を見送らざるをえない状況もあります。配慮を必要とする児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、次の2点について要望します。</p> <p><b>【継続】</b> ①通級指導担当教員の配置拡充</p>	<p>令和6年度、通級指導担当教員を小学校34名、中学校8名配置しました。通級による指導の充実を図るため、国では義務標準法を改正し、通級による指導が必要となる児童生徒13人に対し教員1名を配置するための基礎定数化について、平成29年度から10年間で段階的に行っていますが、小中義務教育学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向である実態を踏まえると、本県における教員の配置については、十分とは言えない状況です。</p> <p>通級指導担当教員について必要な基礎定数化、加配措置を着実に実行するよう、国への要求を引き続き行っていくとともに、通級指導担当者の確保や育成、適切な就学支援に取り組んでいきます。</p>
<p><b>【継続】</b> ②他校に設置された通級教室へ通学するための保護者の負担を軽減する支援</p>	<p>他の学校に通って指導を受ける「他校通級」において、保護者の送迎が困難なため通級指導教室を利用できないという課題があることを県としても認識しています。市町村をまたぐ巡回指導を実施し巡回指導に充てる時間を増やしたり、児童生徒の交通手段を確保したりしている市町村があります。</p> <p>県教育委員会として、このような市町村教育委員会の取組を他の市町村教育委員会に周知し、巡回指導が増えたり、保護者の負担が軽減したりできるよう働きかけていきます。</p>

### (3) 多様性への理解と行動

要望内容	回答
<p>性別・年齢・国籍・障がいの有無はもちろん、児童生徒の多様な価値観を尊重する機運が高まっています。県内の学校でも、制服をダイバーシティ型に見直す学校もありますが、学校内での理解は十分に進んでいるとは言えないと思います。児童生徒、教職員も含め互いに多様性を認め合い、自分らしく学校生活を送るために、次の2点について要望します。</p> <p>【継続】 ①児童生徒、教職員が多様性を認め合い、正しい理解を促進するための研修の実施と相談体制の充実</p>	<p>「鳥取県人権教育基本方針」を基に、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育を推進しています。基本方針の周知等に取り組むとともに、「男女共同参画」、「性的マイノリティの人権」等のテーマで、学校等が企画する教職員研修も実施しています。児童生徒等に対しては、「多様な性のあり方について学ぶ学習会」等の学習会に講師を派遣する取組を実施しています。</p> <p>今後も教職員への研修を推進するとともに、児童生徒等の学習会の支援に取り組んでいきます。</p> <p>県の教育相談窓口において、悩みを抱える児童生徒及び保護者に寄り添い、心理的援助を行っています。引き続き、相談者の主訴の軽減・解消に向け、相談員の相談技術向上のための研修やケース検討会を実施し、質の高い教育相談を行います。</p>
<p>【継続】 ②児童生徒が校則やルールを議論し改善できる、自主的で多様性を認め合う環境づくり</p>	<p>文部科学省通知「校則の見直し等に関する取組事例について」（令和3年6月）や「生徒指導提要」（令和4年12月改訂）を、各市町村教育委員会に通知しています。</p> <p>県内の中学校の中には、生徒や保護者からの意見を受けて、校則の一部見直しを進めたり、生徒会が主体となって校則の見直しを行ったりしている学校もあり、徐々に環境づくりが進んでいると認識しています。</p> <p>児童生徒の参画による校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となることから、学校や地域の実情に応じて取組を進めていくよう各市町村教育委員会を通じて各学校へお願いしているところです。</p> <p>今後も児童生徒が、身近にある様々な課題を材料として当事者意識をもち、自ら情報を集めて考え、仲間や周囲の人と対話を重ねながら正解のない答えを進んで見出すような取組を、各市町村教育委員会と連携しながら進めていきたいと考えています。</p>

### 3. 学校・家庭・地域で取り組む支援の推進について

#### (1) ネットトラブルと情報モラル教育の充実

要望内容	回答
<p>スマートフォンやPC・ゲーム機の普及により、児童生徒、保護者の間でもSNSを媒介としたいじめやネット依存等ネットトラブルも増加、多様化しています。児童生徒が簡単に加害者にも被害者にもなる可能性があります。トラブル防止には家庭でのしつけとルール作りが重要ですが、保護者の知識不足から自助努力だけでは対応しきれっていません。同様に学校現場においても専門家がいるわけでもなく対応できない状況だと思えます。子どもたちがトラブルに遭わないよう学校、家庭が協力して取り組むため、次の3点について要望します。</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、NPO法人に委託して、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視（ネットパトロール）を行うとともに、必要に応じて、当該学校や市町村教育委員会に情報提供し、児童生徒の安全を守っています。</p> <p>今後もSNSを媒介とした事案を含めたいじめの相談電話及びメール相談の周知を図るため、相談窓口を掲載したクリアファイルやリーフレットの配布を継続し相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、児童生徒がインターネットをより良く利用できるよう保護者向けの情報を盛り込んだ学習ノートを作成し県内の全児童・生徒に配布しました。その中で、「困ったときの相談窓口」として各相談内容に応じた連絡先を記載し、一人で悩まず相談するよう促しています。</p> <p>更に、県の相談窓口をまとめたチラシを新たに作成し、研修会やイベント等で配布して周知を図っています。</p>

要望内容	回答
<p>【継続】 ①児童生徒や保護者がSNS等のトラブルに対して気軽に相談できる「ワンストップ相談窓口」の設置と周知</p>	<p>す。 引き続き学習ノート等を活用し、保護者研修で相談窓口の紹介を行う等、インターネットとのより良い接し方について児童生徒や保護者に教育啓発を図ります。</p>
<p>【継続】 ②学校だけでなく警察やサイバーセキュリティに関する専門家などと連携した相談体制と情報共有体制の構築</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、NPO法人に委託して、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視（ネットパトロール）を行うとともに、必要に応じて、当該学校や市町村教育委員会に情報提供し、児童生徒の安全を守っています。 この情報は、少年サポートネットワーク会議で情報共有されるなど、警察との連携を継続していきます。 また、警察、通信事業者、医療関係者等で構成する「鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会」を定期的開催し、情報共有を行うとともに、インターネット・スマートフォン等のよりよい利用に向けた啓発の方向性や施策について検討を行っています。 引き続き「鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会」で関係機関の情報共有を図るとともに、協議会の意見を踏まえた学習ノートを作成する等、子どもたちがインターネットをより良く利用できるように官民連携組織により教育啓発を企画・実施します。</p>
<p>【継続】 ③子どもたち自身が日頃からインターネットの正しい利用を心掛けられる取り組みとして、『とりのからあげ』の普及促進</p>	<p>県内の商業施設や社会教育施設等で啓発イベントを行い、「とりのからあげ」の缶バッジ作成やインターネット利用に関するクイズを実施し、子どもや保護者に対して普及促進を行っています。 「とりのからあげ」を活用しながら啓発イベント実施、保護者や地域の大人・子どもたちのメディア機器利用の現状や発達段階に応じた対応策を学習するための講師派遣事業、情報モラル、メディアリテラシー、デジタルシティズンシップ等の指導ができる専門人材の派遣等、子どもたちがインターネットの正しい利用を心掛けられる取組を引き続き実施します。</p>

## (2) コミュニティ・スクールの推進

要望内容	回答
<p>県内でもコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が進んでいると認識していますが、今後は学校統合など学校を取り巻く状況も変わる地域もあると思います。地域等との情報共有と連携強化により学校が孤立せず、また学校依存の解消を図るため、次の2点について要望します。</p> <p>【継続】 ①市町村教育委員会と連携し、各学校の学校運営協議会の委員がその役割を理解し、主体的な活動が行われ、また形骸化しないよう状況の確認と積極的な指導、助言</p>	<p>県内では、文部科学省が実施している、教育委員会や学校等に対してきめ細かな支援や助言を行うコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）派遣事業の活用を推進しています。 また、各学校の学校運営協議会に対して、県教育委員会職員による研修会の実施や助言などを行っています。 学校や行政に専門的な助言を行う文部科学省のCSマイスター派遣事業の活用や、県教育委員会職員による助言、支援を継続するとともに、形骸化防止に役立つツールの検討も進めます。 また、令和4年8月と令和6年3月に県教育委員会でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する際のポイント等を学べる動画を作成しています。学校運営協議会や教職員研修会等でこれらの動画が活用されるよう関係者に働きかけるなど、地域学校協働活動についてさらなる周知や理解を促進していきます。</p>

要望内容	回答
<p>【継続】</p> <p>②先進的な取り組みを行っている学校の状況などを共有できる仕組みや、各コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の情報を得られるような広報活動</p>	<p>令和6年10月に鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」を開催し、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等幅広く参加者を募り、県内外の高校や小中学校の事例発表を行いました。</p> <p>また、県内の学校の先進的なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組内容や活動に至るまでの経緯や成果、効果等を取りまとめた「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」事例集を11月に作成し、ホームページに掲載し、周知を図っているところです。</p> <p>今後も、各地の先進的な取組等を情報提供するための研修会を開催するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の事例を集め、事例集を随時更新していくことで、継続的に周知を図っていきます。</p>

### (3) 子育て支援施策との連携

要望内容	回答
<p>子どもを取り巻く環境は、子どもの貧困や児童虐待など社会的課題も多く、国や各自治体では様々な子育て支援策を展開し、必要な支援や体制整備を行っていますが、生活状況が目に見えにくいこともあり、支援が行き届かない子どもや家庭があります。子どもが安心して学び、成長するために、次の4点について要望します。</p> <p>【継続】</p> <p>①国・県、市町村の子育て支援部署との連携と子育てに関する制度や相談窓口の情報発信</p>	<p>社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県立学校8校にスクールソーシャルワーカーを配置（県内全県立・私立学校へ対応）し、学校と関係機関との連携体制を構築するとともに、子どもの貧困や児童虐待などの課題の解消・改善を図っています。</p> <p>今後も県内配置スクールソーシャルワーカーや市町村教育委員会担当者等が出席する連絡協議会において、市町村子育て支援部局等との効果的な連携のあり方等について情報交換を行い、よりよい連携体制を構築していきます。</p> <p>また、市町村の家庭教育支援担当者や子育て支援担当者、福祉関係者等を対象にした研修会を知事部局（子育て王国課）と共催で実施したり、「子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会研修会」を知事部局（家庭支援課）と共催で実施して、関係者の資質向上や取組の充実を図っています。さらに、小学校に入学する児童の保護者に配布する「小学生スタートブック」や、知事部局（子育て王国課）が発行している「子育て応援ガイドブック」に子育てに関する相談窓口を掲載し、周知しています。</p> <p>研修会の開催や子育てに関する制度や相談窓口の情報発信について、引き続き関係機関と連携しながら取り組むとともに、スタートブックやチラシ等を活用し、機会を捉えて制度や窓口のさらなる周知を図ります。</p>
<p>【継続】</p> <p>②学校給食費の無償化に対する市町村への支援と国への働きかけ</p>	<p>学校給食の運営経費については、学校設置者である市町村が負担すべきであり、運営経費の一部である学校給食費の無償化は市町村の判断に委ねるべきものと考えており、現時点で県一律として、学校給食費の無償化は考えていません。なお、国では令和5年6月に公表した「子ども未来戦略方針」に基づき、学校給食費の無償化に向けた学校給食の実態調査が実施され、県教育委員会としても、国に対して全国一律の学校給食費の負担軽減の仕組みづくりについて要望しています。</p> <p>現在、国において無償化に向けた検討がなされているので、今後も国の動向を注視しながら、国に対して早期に具体的な施策を示すとともに、必要な財政措置を行うよう、引き続き働きかけを行っていきます。</p>
<p>【継続】</p> <p>③通学費や学用品等に対する負担軽減へ支援</p>	<p>通学費や学用品等の就学援助については、学校教育法により「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定さ</p>

要望内容	回答
	<p>れており、各市町村において必要な支援を行っているところです。</p> <p>通学費や学用品費は、設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていません。</p>
<p><b>【継続】</b></p> <p>④児童生徒の虐待やヤングケアラーの早期発見と児童相談所、医療、福祉など関係機関との連携強化</p>	<p>児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒が抱える困り感に気づく教職員研修の実施、学校組織として児童相談所等の関係機関に繋げる組織体制づくりを推進しています。また、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県立学校8校にスクールソーシャルワーカーを配置（県内全県立・私立学校へ対応）し、学校と関係機関との連携体制を構築し、児童生徒が抱える課題の解消・改善を図っています。</p> <p>引き続き、県内配置スクールソーシャルワーカーや市町村教育委員会担当者等が出席する連絡協議会において、関係機関との効果的な連携のあり方等について情報交換を行い、よりよい連携体制を構築していきます。</p>

#### （４）通学路の安全確保と防犯・防災の強化

要望内容	回答
<p>児童生徒が登下校中に事故や犯罪に巻き込まれる事案が各地で発生しています。</p> <p>また、近年は特に大雨や猛暑など自然環境の変化が著しく、各地で災害も頻発している状況で県や各市町村では、学校を含む災害・防災対策に取り組まれています。また、統廃合などによる通学路の延長などの対応もあり、次の5点について要望します。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>①各市町村の教育委員会及び学校が行う通学路の安全点検について季節ごとに変化する通学路の状況を鑑み、年に複数回実施するよう働きかけるとともに、その点検結果を踏まえ、危険箇所への対応策の早期実施に向け、国道、県道、市町村道、警察・公安委員会管理標示等といった各施設の管理者・関係機関と横断的に連携ができるよう仲介を担うなど、通学路の安全確保に向け年間を通じて継続的な各機関への働きかけ</p>	<p>通学路等における安全な環境の整備については、毎年、年度当初に各学校が保護者や地域住民等と連携して交通安全面、防犯面等から通学路の点検を行い、その結果を踏まえて学校、市町村教育委員会、道路管理者、警察等関係者による合同点検・検討を経て、各関係機関がそれぞれの分野で対策を行い、通学路の安全性の向上を図っています。</p> <p>例年、新規の危険箇所のみ報告を求めていましたが、道路環境や交通量の増加等の状況変化を考慮し、今年度から新規危険箇所のみならず、緊急度が高い箇所、過去の対策では効果が上がっていない箇所等を、重点的な箇所として併せて報告を求め、合同点検を実施することとしました。</p> <p>また、大雪時の通学路の安全対策については、別途迂回路を設定する等の対策を市町村教育委員会に情報共有する等、各機関への働きかけに努めています。</p> <p>児童生徒の通学路の安全確保の必要性・重要性については、県としても十分に認識しているところであり、今後も、児童生徒の大切な生命を守るために、学校や市町村教育委員会、また直接危険箇所等の修繕・改修を行う道路管理者、警察等関係機関が連携しながら、安全教育の充実、危険箇所の洗い出しや、進捗状況を確認しながらの速やかな対策、予算の確保など通学路の安全確保の強化に努めます。</p>
<p><b>【継続】</b></p> <p>②児童生徒が自らの判断で命を守るための危険回避意識を</p>	<p>児童生徒が自ら危険を予測し、自らの判断で危険を回避できる力等を育成するため、学校で実施される防災教育に、防災に関する専門家を、昨年度は60件派遣しました。また、児童生徒等の取組を発信すること</p>

要望内容	回答
<p>高めるような教育の実施</p>	<p>により、家庭や地域の防災意識の向上を図っています。          今後も、学校に、県学校防災アドバイザー、気象台、県土整備部局及び危機管理部局職員が、地震、津波、土砂災害、大雨、洪水等の自然災害から身を守るための実践的な授業や避難訓練時の講話を行い、児童生徒に対する防災教育の充実に努めます。</p>
<p>【継続】          ③関係機関と連携し、教職員の危機管理能力の向上のための実践的な研修を導入</p>	<p>学校安全3領域（生活安全、交通安全、災害安全）をテーマとし、教職員の危機管理能力の向上とともに児童生徒自らが危険を予想し、回避する実践力の育成に資する教職員の指導力の向上を図ることをねらいとして、教職員を対象に学校安全研修会を毎年開催しています。近年は、県危機管理部局等と連携し、AEDを用いた心肺蘇生法を中心とした最新の応急手当の習得、災害発生時における学校の避難所運営及び東日本大震災での大川小学校事故を踏まえた学校の防災体制の強化につながる危機管理マニュアルの見直し等のポイント等、様々なテーマの研修を開催しています。          今後も児童生徒の大切な生命を守るために学校安全研修会を継続し、引き続き教職員の危機管理能力の向上に努めます。</p>
<p>【継続】          ④統廃合等による変化を踏まえた通学時の安全確保と長距離通学児童生徒の移動手段確保</p>	<p>通学路等における安全な環境の整備については、毎年、年度当初に各学校が保護者や地域住民等と連携して交通安全面、防犯面等から通学路の点検を行い、その結果を踏まえて学校、市町村教育委員会、道路管理者、警察等関係者による合同点検・検討を経て、各関係機関がそれぞれの分野で対策を行い、通学路の安全性の向上を図っています。          児童生徒の通学路の安全確保の必要性・重要性については、県としても十分に認識しているところであり、引き続き通学路の安全確保の強化に努めます。また、長距離通学の児童生徒の移動手段確保に当たっては、関係市町村教育委員会に働きかけを行い、児童生徒の安全な交通手段確保に努めます。</p>
<p>【継続】          ⑤自然災害が起きた後の通学の安全確保についての対応</p>	<p>荒天時の通学の安全確保に関しては、各学校又は市町村教育委員会において、気象状況及び地域の個別状況に即し、荒天時の臨時休業等の判断基準が設定されているところですが、令和5年7月の大雨では、短時間の記録的降雨が通学時間帯を直撃する等、従来の臨時休業等の判断基準では対応できない状況となりました。今後もこのような状況が想定されるため、各学校における必要な情報収集や対策等を充実させることを目的に、市町村教育委員会学校安全担当者等を対象とした研修会を開催し、荒天時の臨時休業等の判断基準見直しや防災気象情報の特徴や入手方法について情報共有する等、児童生徒の通学の安全確保に努めています。          引き続き児童生徒の大切な生命を守るために、通学の安全確保に努めます。</p>